

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について (通知)

【抜粋】

平成 19 年 7 月 31 日

文部科学事務次官

第一 改正法の概要

3 教育における地方分権の推進

(3) スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化

- 1 地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。第 2 の 3 (3) において同じ。）又は文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。第 2 の 3 (3) において同じ。）のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができることとしたこと。（法第 24 条の 2（現法第 23 条）第 1 項）
- 2 地方公共団体の議会は、1 の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととしたこと。（法第 24 条の 2（現法第 23 条）第 2 項）
- 3 1 に伴い、教育機関の所管について、法第 24 条の 2（現法第 23 条）第 1 項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管することとしたこと。（法第 32 条）
- 7 1 に伴い、スポーツ振興法を改正し、法第 24 条の 2（現法第 23 条）第 1 項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行する場合は、スポーツの振興に関する計画の策定、スポーツ振興審議会等の委員の任命、体育指導委員の委嘱、スポーツ振興審議会等への意見聴取等は、当該地方公共団体の長が行うこととしたこと。（改正法附則第 4 条）

第二 留意事項

3 教育における地方分権の推進

(3) スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化

- 1 今回の改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものであること。
- 2 法第 24 条の 2（現法第 23 条）第 1 項の条例で定めるところにより、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとすることができるのは、スポーツに関する事務のすべて又は文化に関する事務のすべてのいずれか又は両方とすること。なお、従前のとおり、スポーツ又は文化に関する事務の一部については、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。